

入札説明書

県単 河川情報システム更新事業 日野揚排水機場システム更新工事及びシステム運用管理業務の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- 1 公告日 平成26年1月6日(月)
- 2 一般競争入札に付する事項
 - (1) 仕様書番号及び工事名 河川工事第河情-1号
県単 河川情報システム更新事業 日野揚排水機場システム更新工事及びシステム運用管理業務
 - (2) 工事場所 岐阜市日野地内
 - (3) 工事概要 浄化導水システム更新・運用管理業務
浄化導水システム更新 N=1式
システム運用管理 N=1式
 - (4) 工期 システム更新工事 平成26年3月31日限り
システム運用管理 平成26年4月1日から平成30年3月31日
 - (5) 予定価格 64,166,760円(消費税及び地方消費税を含む)
(システム更新工事は消費税及び地方消費税5%を含む)
(システム運用管理は消費税及び地方消費税8%を含む)
 - (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
 - (7) 本工事は、提出資料、入札を書面で行う紙入札方式です。
- 3 参加資格
本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる条件をすべて満足し、岐阜県岐阜土木事務所長の参加資格確認を受けた者でなければなりません。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載されていること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
 - (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による電気通信業の建設業許可を受けていること。
 - (6) 建設業法に規定する電気通信工事業に係る岐阜県建設工事請負業者等入札参加資格審査の総合点数が750点以上あること。
 - (7) 平成10年度以降入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という。)までに、元請けとして、以下に示す同種又は類似工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。以下同じ。)。ただし、国及び岐阜県が発注した工事に係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満ものを除く。
 - ・完成引き渡しの済んでいる事業で工事費が2,900万円以上の電気通信工事
 - (8) 本工事に従事する配置予定技術者は、次の基準を満たす者であること。
 - ア 本工事のうち、運用開始前のシステム更新期間中に配置する主任技術者又は監理技術者は次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(平成26年2月7日)には専任で配置できる者であること。
 - ・電気通信工事に關し建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当するものであること。
 - ・平成10年度以降申請期限日までに、電気通信工事において元請人として工事費が1,800万円以上の電気通信工事の監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有すること。(共同企業体の構成員として監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が40%以上のものに限る。)
 - イ 本工事のうち、運用開始後のシステム運用管理期間中に従事する主任技術者は次の基準を満たし、かつシステム運用の始まりにおいて配置できるものであること。なお、主任技術者は各年度毎で別の者を配置することができる。
 - ・平成10年度以降申請期限日までに、電気通信点検業務において元請人として業務費が年間当たり170万円以上の電気通信点検業務の監理(又は主任)技術者、もしくは、現場代理人、現場責任者等として従事した実績を有するものであること。
 - ウ 監理技術者にあつては、電気通信事業に係る監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること。
 - エ 本件の申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

オ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、資格停止措置要領に基づく資格停止を行うことがあります。

- (9) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を、申請期限日から当該工事の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- (10) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (11) 岐阜県が発注した工事のうち、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合において、当該工種に係る工事成績評定の平均が6.5点以上であること。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（特定建設工事共同企業体受注の場合、基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (13) 建設業法に規定する許可業種のうち、電気通信事業の許可を受けて5年以上営業をしていること若しくは同等の実績があること。

4 設計業務等の受託者等

対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。

なし

5 工事担当課

岐阜県岐阜土木事務所河川砂防課河川第二係

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14-53 ふれあい福寿会館第1棟8階
電話番号 058-215-0978 (ダイヤルイン)

6 申請等担当課

岐阜県岐阜土木事務所総務課契約係

同上

同上

電話番号 058-214-9624 (ダイヤルイン)

7 参加資格確認の申請

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、申請書を次により、書面により提出しなければなりません。ただし、入札参加資格は、開札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとします。

また、書面は持参するものとし郵送又は電送によるものは受け付けません。

① 提出期間

平成26年1月6日(月)から平成26年1月14日(火)までの県の機関の休日を除く毎日。午前9時から午後4時まで

② 提出方法

別記様式1により提出してください。

③ 参加資格の確認は、平成26年1月16日までに郵送により通知します。

8 仕様書・積算内訳等に対する質問

- (1) 仕様書・積算内訳等に対する質問がある場合は、次により、書面により提出してください。

① 提出期間

平成26年1月6日(月)から平成26年1月17日(金)までの県の機関の休日を除く毎日。午前9時から午後4時まで

② 提出方法

書面(様式は自由)により提出してください。提出は持参のみとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

- (2) 回答書は、平成26年1月21日(火)までに工事担当課による閲覧及び本工事公告ホームページ掲載により回答します。ただし、閲覧による期間等は以下のとおりとします。

① 期間

質問受付後5日以内の日から平成26年1月21日(火)までの県の機関の休日を除く毎日。午前9時から午後4時まで

② 場所

5に同じ

9 入札執行の日時および場所等

入札書は、別記様式により書面で提出すること。

- (1) 日時

平成26年1月22日(水) 午前11時00分から

- (2) 場 所
岐阜県岐阜市藪田南5丁目14-53
ふれあい福寿会館第2棟4階 4-2会議室（入札室）
（担当係）岐阜土木事務所総務課契約係

電話番号 058-214-9624（ダイヤルイン）

- (3) 入札方法は持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
(4) その他、当該工事の入札参加資格確認通知書の写しを持参してください。

1 0 入札等

- (1) 岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。（以下「規則」という。）第111条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を原則として落札者とします。ただし、制限価格を設定した場合で、入札者が制限価格を下回った場合は、当該入札を無効とし、最低制限価格以上のうちの最低価格の者を落札者とします。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。

なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、システム更新工事にかかる金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）と運用管理業務にかかる金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もったそれぞれの契約希望金額の105分の100及び108分の100に相当する金額の合計を入札書に記載してください。

なお、見積もった契約希望金額（合算した金額）が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。

- (4) 予定価格を事前に公表したものにあっては、再度入札を行いません。
(5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできません。
(6) その他入札執行については、地方自治法、同法施行令及び規則に定めるところによります。

1 2 積算内訳書の提出

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書について提出を求めます。
(2) 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにしてください。

- (3) 積算内訳書が以下の各号のいずれかに該当する者の入札書については、規則第130条により無効とすることがあります。

- ① 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
- ② 記載すべき項目を満たしていないもの
- ③ 一括値引きがあるもの
- ④ 端数処理されているもの
- ⑤ その他不備があるもの

- (4) 積算内訳書は返却しません。
(5) 積算内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。
(6) 積算内訳書は入札書とともに持参して提出してください。

1 3 開札

開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会いの上行います。

1 4 開札後の入札参加資格確認資料の確認

- (1) 開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので、次により入札参加資格確認資料（別記様式2）を提出すること。

① 提出期間 平成26年1月23日（木）から平成26年1月24日（金）午後4時00分までに下記の提出場所に提出するものとする。

② 提出場所 6に同じ

- (2) 同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の施工経験については、平成10年度以降申請期限日までに、工事が完成し引き渡しが進んでいるものに限り記載してください。

- (3) 資料は次により作成してください。

① 営業年数

建設業法に規定する許可業種のうち、電気通信工事の許可を受けて5年以上営業をしていること若しくは同等の実績があることの証明書類（別記様式5）

② 参加資格の確認は、平成26年1月28日（火）までに書面により通知します。

③ その他

ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しません。

エ 申請期限日以降に、原則として、申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

オ 資料提出等に関する問い合わせ先

6に同じ

1 5 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札の参加資格確認の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由について次により、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

① 提出期間

平成26年1月28日（火）から平成26年2月3日（月）までの県の機関の休日を除く毎

日 午前9時から午後4時まで

② 提出場所

6に同じ

③ その他

書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 県は、説明を求めた者に対し平成26年2月13日(木)までに書面により回答します。

1.6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等(規則113条)又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.7 入札の無効

(1) 本公告に示した参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに次の各号の1に該当する入札は無効とします。

① 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。

② 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

③ 入札保証金を納付しなければならない入札であって、その全部又は一部が納付されていないとき。

④ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。

⑤ 入札書に記名押印がないとき。

⑥ 入札書の記載事項の確認ができないとき。

⑦ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

⑧ その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

(2) 参加資格のあることを確認された者であっても、公告に示した2の各項の資格を欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者とします。

1.8 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とします。

1.9 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この場合における損害は、入札者の負担とします。

2.0 苦情申し立て

一般競争入札の参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、6の担当課に対して苦情申し立てを行うことができます。

2.1 談合その他不正行為があった場合の違約金

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければなりません。

2.2 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。

なお、この場合は原則として改めて公告をし入札を行うものとします。

(3) 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となります。

(5) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがあります。

(6) 落札者が、当該工事の本契約締結の日までに、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に当要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。

(7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場に配置すること。ただし、何らかの理由により、入札公告において示す現場施工に着手する日までに、資料に記載した配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、入札参加資格を満たす他の技術者を配置すること。

なお、入札公告において示す現場施工に着手する日までに、入札参加資格を満たす他の技術者を配置できない場合は、契約を解除します。この場合、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となります。

(6) その他詳細不明な点については、5又は6の担当課に照会してください。